

会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案のたたき台

（前注） 本部会資料において、「試案」とは、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」をいう。

第1部 株主総会に関する規律の見直し

第1 株主総会資料の電子提供制度

1 電子提供措置をとる旨の定款の定め

- ① 株式会社は、取締役が株主総会（種類株主総会を含む。）を招集するときは、次に掲げる資料（以下第1において「株主総会参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）が当該情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものをいう。以下第1において同じ。）をとる旨を定款で定めることができるものとする。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りるものとする。

ア 株主総会参考書類

イ 議決権行使書面

ウ 第437条の計算書類及び事業報告

エ 第444条第6項の連結計算書類

（注1） 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第128条第1項に規定する振替株式（以下単に「振替株式」という。）の要件に、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある会社の株式であることを追加するものとする。

（注2） 本要綱に基づく改正法の施行の際現に当該改正法による改正前の振替法第128条第1項に規定する振替株式を発行している会社は、当該改正法の施行の日を効力発生日とする電子提供措置をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

〔（注3） 電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定めを登記しなければならないものとする。〕

- ② 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社における第305条第1項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録すること」とあるのは、「当該要領について電子提供措置をとること」とするものとする。

- ③ 第301条、第302条第1項及び第2項、第437条並びに第444条第6項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社においては、取締役は、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しないものとする。

2 電子提供措置

- ① 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、第299条第2項各号に規定する場合には、株主総会の日[4/3]週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日(以下第1において「電子提供措置開始日」という。))から株主総会の日後3か月を経過する日までの間(以下第1において「電子提供措置期間」という。))、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならないものとする。
- ア 第298条第1項各号に掲げる事項
- イ 第301条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
- ウ 第302条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項
- エ 1②により読み替えて適用する第305条の規定による請求があった場合には、同条第1項の議案の要領
- オ 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、第437条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項
- カ 株式会社が会計監査人設置会社(取締役会設置会社に限る。))である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、第444条第6項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項
- キ アからカまでに掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正後の事項
- ② ①にかかわらず、取締役が3①により読み替えて適用する第299条第1項の通知に際して株主に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、電子提供措置をとることを要しないものとする。

3 株主総会の招集の通知の特則

- ① 2①の場合における第299条第1項の適用については、同項中「2週間(前条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、1週間(当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間))」とあるのは、「[4/3/2]週間」とするものとする。

- ② 第299条第4項の規定にかかわらず、2①の場合には、同条第2項又は第3項の通知には、第298条第1項第5号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しないものとする。この場合において、当該通知には、同条第1号から第4号までに掲げる事項のほか、電子提供措置をとっている旨その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならないものとする。

4 書面交付請求

- ① 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主（第299条第3項の承諾をした株主を除く。）は、株式会社に対し、2①に掲げる事項（以下第1において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができるものとする。

（注1） 種類株主総会について準用する場合（（第1の後注）参照）における2①に掲げる事項も電子提供措置事項に含まれるものとする。

（注2） 振替株式の株主による書面交付請求権の行使に関する特例

加入者は、次に掲げる振替株式の発行者に対する書面交付請求を、その直近上位機関を経由してすることができるものとする。この場合において、会社法第130条第1項の規定にかかわらず、書面交付請求をする権利は、当該発行者に対抗することができるものとする。

ア 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式（当該加入者が振替法第151条第2項第1号の申出をしたものを除く。）

イ 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのもの

ウ 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録された者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

エ 当該加入者が振替法第155条第3項の申請をした振替株式の株主である場合には、同条第1項に規定する買取口座に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの

- ② 2①の場合には、取締役は、①による請求（以下第1において「書面交付請求」という。）をした株主（第124条第1項に規定する基準日（同項に規定する基準日株主が行使することができる権利が当該株主総会における議決権である場合に限る。）を定めたときは、当該基準日までに書面交付請求をした株主に限る。）に対し、当該株主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。この場合において、当該書面の交付は、株主総会の2週間前までに、④により読み替えて適用する第126条第1項に規定する住所に宛てて発すれば足りるものとする。

- ③ 株式会社は、電子提供措置事項のうち法務省令に定めるものの全部又は一

部については、②前段により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができるものとする。

(補足説明)

③は、株式会社は、電子提供措置事項のうち現行法上いわゆるみなし提供が認められるものの全部又は一部については、書面交付請求により株式会社が交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができるものとするものである。

④ 書面交付請求をした株主がある場合において、その書面交付請求の日（当該株主が⑤ただし書により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日）から3年を経過したときは、株式会社は、当該株主に対し、②前段による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができるものとする。ただし、当該期間は、1か月を下ることができないものとする。

(補足説明)

会社法制（企業統治等関係）部会資料|23|においては、「書面交付請求をした日又は③の確答を発した日のいずれか遅い日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結したとき」という要件を設けていた。もっとも、この要件の下では、書面交付請求をした日から3年経過後に開始する株主総会の招集手続において、本文②前段による書面の交付と同時に本文④の催告をすることができないこととなるため、本部会資料においては、「その書面交付請求の日（当該株主が⑤ただし書により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日）から3年を経過したとき」としている。

また、会社法制（企業統治等関係）部会資料|23|においては、「当該書面交付請求を撤回するかどうかを確答すべき旨」としていたが、当部会において、株式会社が任意に撤回を依頼するための書面を株主に対して送付することも許容されているため、任意に撤回を依頼するために送付した書面と、当該催告の書面とを株主が混同するおそれがあるのではないかという指摘がされた。そこで、本部会資料においては、「当該株主に対し、②による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨」を催告することができるものとしている。

なお、当部会においては、「3年」ではなく、「1年」とすべきであるという指摘もされている。しかし、このような催告を設ける趣旨は、過去の書面交付請求をした株主が、時間の経過によるITリテラシーの向上等によって、もはや書面を必要としなくなった場合であっても、わざわざ撤回までしない可能性があることにある。そのような趣旨に鑑みると、1年という期間は、余りに短いものと考えられる。

⑤ ④による通知及び催告を受けた株主がした書面交付請求は、④の期間を経過した時にその効力を失うものとする。ただし、当該株主が当該期間内に異議を述べたときは、この限りでないものとする。

- ⑥ 第126条第1項から第4項までの規定は、②前段により株主に書面を交付する場合について準用するものとする。この場合において、第2項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付があったもの」と読み替えるものとするものとする。

5 電子提供措置の中断

2①にかかわらず、電子提供措置期間中電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下第1において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとする。

- ① 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。
- ② 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと。
- ③ 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の10分の1を超えないこと。
- ④ 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容を当該電子提供措置に係る情報に付して電子提供措置をとったこと。

6 電子提供措置の調査

【A案】 2①による電子提供措置をとろうとする取締役は、電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中、当該電子提供措置に係る情報が株主が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下第1において「電子提供措置調査機関」という。）に対し、調査を行うことを求めなければならないものとする。

（注） 電子提供措置調査機関については、電子公告調査機関に準じて、所要の規定を設けるものとする。

【B案】 電子提供措置の調査に関する規律を設けないものとする。

（補足説明）

当部会において、電子提供措置の調査に関する規律を設けるものとするA案に対しては、上場会社は、事業報告等を証券取引所のホームページに掲載することが求められており、これに加えて調査も要するというのは費用の無駄である旨の指摘がされている。

また、不特定多数の者が閲覧する電子公告とは異なり、電子提供措置は株主が閲覧するため

のものであって、株主以外の者が閲覧することができないようにする措置をとることも許容される。そして、そのような措置をとる方法としては様々なものが考えられるが、その全てに対応するような調査のためのシステムを構築することは容易ではなく、上場会社の全てが株主総会資料の電子提供制度を利用することを想定した場合に、そのようなシステムを有する調査機関を確保することができるのかどうか問題となる。なお、この問題については、株主以外の者が閲覧することができないようにする措置の方法を法令で一定の方法に限定することも考えられるが、そのような限定は、将来の技術革新に伴う実務の発展を阻害することが懸念される。

そして、実際に電子提供措置の中断が生じた場合における立証手段の確保という観点からは、調査制度を用いなかったとしても、会社が独自にウェブサイトからのいわゆるログを保存し、これを証拠とすること等によって、会社は、当該電子提供措置の中断が救済規定の要件を充足するものであることを立証することも可能である。

そこで、本文においては、新たに、電子提供措置の調査に関する規律を設けないものとするB案も掲げている。

なお、本部会資料においては、E D I N E Tを使用する場合の特例は設けていない。インターネットを通してE D I N E Tを使用して提出された有価証券報告書等の記載内容にアクセスすることが現在認められているが、これは行政上のサービスとして実施されているにすぎないため、特例を設けることが難しいと考えられるからである。

(第1の後注) 1から6まで(1①, 2①(オ及びカに係る部分に限る。)並びに4①及び③から⑤までを除く。)は、種類株主総会について準用するものとする。

第2 株主提案権

1 株主が提案することができる議案の数の制限

取締役会設置会社においては、第305条第1項から第3項までの規定は、第1項の議案の数が10を超えるときは、10を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しないものとする。この場合において、次に掲げる議案の数については、次に掲げる議案の区分に応じ、それぞれ①から④までに定める方法によって数えるものとする。

- ① 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(以下1において「役員等」という。)の選任に関する議案 選任される役員等の数にかかわらず、一の議案と数える方法
- ② 役員等の解任に関する議案 解任される役員等の数にかかわらず、一の議案と数える方法
- ③ 会計監査人を再任しないことに関する議案 再任しないこととされる会計監査人の数にかかわらず、一の議案と数える方法
- ④ 複数の事項をその内容とする定款の変更に関する議案 当該複数の事項が別個に可決又は否決されたとすれば提案の理由との整合性を欠くこととなるおそれがある場合には、まとめて一の議案と数え、それ以外の場合には、一の事項ごとに一の議案と数える方法

(注) 取締役会設置会社において、複数の事項をその内容とする定款の変更に関する議案について第305条第1項の請求を行う場合には、株主は、④の方法によれば一の議案と数えることとなる事項ごとに区分して当該請求をしなければならないものとする。

(補足説明)

1 定款の変更に関する議案の数の数え方について

当部会においては、判断基準としての明確性の観点から、複数の事項をその内容とする定款の変更に関する議案については、当該複数の事項ごとに別個に可決又は否決されたとすれば当該複数の事項相互間の整合性を欠くこととなるおそれがある場合には、まとめて一の議案としてその数を数えるものとするA案のうち、提案の内容のみならず提案の理由の内容も踏まえて整合性を欠くこととなるおそれがあるかどうかを判断するA-2案を支持する意見が多く出された(会社法制(企業統治等関係)部会資料|23|第2)。もっとも、このような場合に該当するかが判然としない場合であっても、提案の理由との関係でまとめて一の議案として数えるべき場合もあり得るのではないかという指摘もされた。

そこで、本文1④においては、これらの意見や指摘を踏まえ、「複数の事項が別個に可決又は否決されたとすれば提案の理由との整合性を欠くこととなるおそれがある場合」には、まとめて一の議案と数えるものとする考え方を提案している。なお、判断基準としての明確性を確保するため、提案の理由との整合性を欠くこととなるおそれがあるか否かは、提案株主の主観との整合性を判断するのではなく、提案自体の内容も考慮した上で合理的と認められる提案の理由との整合性を客観的な観点から判断すべきものと考えられる。

2 株主が提案することができる議案の数の上限及び役員等の選任又は解任等に関する議案の取扱いについて

本文1④のように、判断基準としての明確性を重視し、複数の事項をその内容とする定款の変更に関する議案について、まとめて一の議案と数える場合を限定的に考えることを前提とすれば、株主提案権の重要性等に鑑み、株主が提案することができる議案の数の上限は10とすることが考えられる。そして、上限を10とした場合には、仮に、役員等の選任又は解任等に関する議案を数の制限の例外とせず、選任又は解任等される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えることとしても、株主は少なくとも7の議案を提案することはできることとなるため、本文1④のように、複数の事項をその内容とする定款の変更に関する議案についてまとめて一の議案と数える場合を限定的に考えたとしても、株主提案権が過度に制限されてしまうおそれは大きくないものとも考えられる。

そこで、本文1においては、株主が提案することができる議案の数の上限を10とした上で、役員等の選任又は解任等に関する議案については、選任又は解任等される役員等の人数にかかわらず一と数えることを提案している。

2 内容による提案の制限

第304条本文及び第305条第1項から第3項までの規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。

- ① 株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図ることを目的として、第304条本文の規定による議案の提出又は第305条第1項本文の規定による請求をする場合
- ② 第304条本文の規定による議案の提出又は第305条第1項本文の規定による請求により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

第2部 取締役等に関する規律の見直し

第1 取締役等への適切なインセンティブの付与

1 取締役の報酬等

(1) 報酬等の決定方針

- ① 取締役の報酬等（第361条第1項に規定する報酬等をいう。以下1において同じ。）の内容に係る決定に関する方針として法務省令で定める事項（以下1において「報酬等の決定方針」という。）を定めた場合には、第361条第1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、報酬等の決定方針の内容の概要及び当該議案が当該報酬等の決定方針に沿うものである理由を説明しなければならないものとする。
- ② 第348条第3項各号、第362条第4項各号及び第399条の13第1項第1号の細分に掲げる事項に、報酬等の決定方針の決定を追加するものとする。
- ③ 次に掲げる株式会社においては、取締役会は、報酬等の決定方針を決定しなければならないものとする。
 - ア 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの
 - イ 監査等委員会設置会社

(2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

- 第361条第1項第3号を改め、取締役の報酬等のうち金銭でないものについての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるものとする。
 - ア 報酬等のうち当該株式会社の株式又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項
 - イ 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権又は当該新株予約権の取得に要

する資金に充てるための金銭については、当該新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

ウ 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の株式及び新株予約権を除く。）については、その具体的な内容

（注） 指名委員会等設置会社についても、同様に第409条第3項第3号を改めるものとする。ただし、「当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限」とあるのは「当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）」と、「当該新株予約権の数の上限」とあるのは「当該新株予約権の数」とするものとする。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任

[① 取締役会設置会社においては、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、第361条第1項の報酬等の範囲内において、取締役会の決議によって定めなければならないものとする。この場合において、公開会社でない株式会社の取締役会は、その決議によって、当該報酬等の決定を取締役に委任することができるものとする。]

② ①前段にかかわらず、公開会社は、第361条第1項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、取締役会の決議によって①の報酬等の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めることができるものとする。]

(4) 取締役の報酬等である株式及び新株予約権に関する特則

① 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下(4)において「上場会社」という。）においては、(2)アに掲げる事項についての定めに従い(2)アの株式を引き受ける者の募集をするときは、第199条第1項第2号及び第4号に掲げる事項を定めることを要しないものとする。この場合において、当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならないものとする。

ア 募集株式と引換えにする出資の履行（第208条第3項に規定する出資の履行をいう。）を要しない旨

イ 募集株式を割り当てる日（以下①において「割当日」という。）

（注1） ①に掲げる事項を定めた場合における第199条第3項の適用については、同項中「第1項第2号の払込金額」とあるのは、「出資の履行（第208条第3項に規定する出資の履行をいう。）を要しないこととすること」とするほか、所要の規定を整備するものとする。

（注2） ①に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式についての第361条第1項の規定による定めに係る取締役（取締役であつた者を含む。）以

外の者は、第203条第2項の申込みをし、又は第205条第1項の契約を締結することができないものとする。

(注3) ①に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。

- ② 上場会社においては、(2)イに掲げる事項についての定めに従い(2)イの新株予約権を発行するときは、第236条第1項第2号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しないものとする。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならないものとする。

ア 当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨

イ 第361条第1項の規定による定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨

(注) ア及びイに掲げる事項を定めたときは、その定めがある旨を登記しなければならないものとする。

- ③ 第361条第1項の規定による定めに基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定めるものとする。

(4)の注) 指名委員会等設置会社におけるこれらの規定の適用に当たっては、①の(注2)及び②中「取締役」とあるのは、「執行役又は取締役」とするなどの必要の整備をするものとする。

(5) 情報開示の充実

会社役員の報酬等に関する次に掲げる事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。

- ① 報酬等の決定方針に関する事項
- ② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- ③ (3)②による委任に関する事項
- ④ 業績連動報酬等に関する事項
- ⑤ 職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等に関する事項
- ⑥ 報酬等の種類ごとの総額

2 補償契約

- ① 株式会社は、役員等（第423条第1項に規定する役員等をいう。以下第1において同じ。）を相手方として、次に掲げる費用等の全部又は一部を株式会社が補償することを約する契約（以下2において「補償契約」という。）を締結することができるものとする。

ア 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことにより要する費用

- イ 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
 - (ｱ) 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失
 - (ｲ) 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失
- ② ①にかかわらず、株式会社は、次に掲げる費用等を補償することができないものとする。
 - ア ①アに掲げる費用のうち相当と認められる額を超える部分
 - イ 当該株式会社が①イの損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して第423条第1項の責任を負う場合には、①イに掲げる損失のうち当該責任に係る部分
 - ウ 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより①イの責任を負う場合には、①イに掲げる損失の全部
- ③ 補償契約を締結した役員等に対して①アに掲げる費用を補償した株式会社が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加える目的をもって①アの職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができるものとする。

(補足説明)

賠償金や和解金とは異なり(本文②ウ)、防御費用については、役員等が悪意又は重過失であったとしても補償することができないものとはしていない(本文②参照)。これは、(i)役員等が第三者から責任の追及に係る請求を受けた場合には、当該役員等に悪意又は重大な過失が認められるおそれがあるときであっても、当該役員等が適切な防御活動を行うことができるように、これに要する費用を株式会社が負担することが、株式会社の損害の拡大の抑止等につながり、株式会社の利益にもなることもあったと考えられることや、(ii)役員等に悪意又は重大な過失があるときであっても、費用であれば、これを補償の対象に含めたとしても通常は職務の適正性を害するおそれが高いとまではいうことができないからである。

もっとも、役員等が不当な目的をもって職務を執行していたような悪質な場合であっても、株式会社の費用で防御費用が賄われることとなると、役員等の職務の適正性を害することが懸念される。

そこで、本文③は、株式会社が、事後に、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加える目的をもって職務を執行していることを知った場合には、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができるものとしている。

なお、本文③が株式会社による返還請求という形式をとっているのは、防御費用の補償は訴訟等の進行過程において必要となる可能性が高いにもかかわらず、当該補償が必要となる時点においては、当該事案の全容が明らかでないことも多く、株式会社において当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加える目的をもって職務を執行

しているかどうかを判断することが通常難しいと考えられるからである。

- ④ 補償契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

（注） 第399条の13第5項各号及び第416条第4項各号に掲げる事項に、補償契約の内容の決定を、それぞれ追加するものとする。

（補足説明）

補償契約に基づき補償をする際には、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとはしていない。もっとも、補償契約に基づき補償をする旨の決定が「重要な業務執行の決定」（第362条第4項）に該当することがあり得るものと解される。

- ⑤ 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役に報告しなければならないものとする。

（注） ⑤は、執行役について準用するものとする。

- ⑥ 第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第423条第3項及び第428条の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しないものとする。

- ⑦ 民法第108条の規定は、④の決議によってその内容が定められた⑥の補償契約の締結については、適用しないものとする。

（2の注） 上記のほか、株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、会社役員（取締役又は監査役に限る。）と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。また、株式会社が当該事業年度の末日において会計参与設置会社である場合において、会計参与と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき及び株式会社が当該事業年度の末日において会計監査人設置会社である場合において、会計監査人と当該株式会社との間で補償契約を締結しているときについても、同様の規律を設けるものとする。

ア 当該会社役員の氏名

イ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）

ウ 当該会社役員に対して①アに掲げる費用を補償した株式会社が、当該事業年度において、①アの職務の執行に関し、当該会社役員に責任があること又は当該会社役員が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、〔そ

の旨、当該会社役員の氏名又は名称及び補償した金額]

エ 当該事業年度において、株式会社が当該会社役員に対して①イの損失を補償したときは、[その旨、当該会社役員の氏名又は名称及び補償した金額]

3 役員等のために締結される保険契約

① 株式会社は、株式会社が保険料を支払うことを約する保険契約のうち、次に掲げるものを締結することができるものとする。

ア 役員等を被保険者とするものであって、役員等がその職務の執行に関し会社法その他の法令の規定による責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するもの

イ 株式会社を被保険者とするものであって、役員等が受けたアの損害を株式会社が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの

② ①の契約（法務省令で定めるものを除く。以下3において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

（注1） 法務省令で定めるものとしては、いわゆる生産物賠償責任保険（PL保険）、企業総合賠償責任保険（CGL保険）、使用者賠償責任保険、個人情報漏洩保険、自動車賠償責任保険、任意の自動車保険、海外旅行保険等に係る保険契約が想定される。

（注2） 第399条の13第5項各号及び第416条第4項各号に掲げる事項に、役員等賠償責任保険契約の内容の決定を、それぞれ追加するものとする。

③ 第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項（第419条第2項において準用する場合を含む。）及び第423条第3項の規定は、次に掲げる契約の締結については、適用しないものとする。

ア ①アの契約であつて、取締役又は執行役を被保険者とするもの

イ ①イの契約であつて、取締役又は執行役が受けた損害を株式会社が補償することによって生ずることのある損害を填補することを約するもの

④ 民法第108条の規定は、③ア及びイに掲げる契約の締結については、適用しないものとする。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、②の決議によってその内容が定められたときに限る。

（3の注） 上記のほか、株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

ア 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者

イ 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講

じているときは、その措置の内容を含む。)

ウ 当該役員等賠償責任保険契約における [保険金額／保険料／保険金額及び
保険料/当該役員等賠償責任保険契約に基づいて行われた保険給付の金額]

(補足説明)

1 規律の適用範囲について

いわゆる生産物賠償責任保険（P L 保険）、企業総合賠償責任保険（C G L 保険）、使用者賠償責任保険、個人情報漏洩保険、自動車賠償責任保険、任意の自動車保険、海外旅行保険等については、販売されている保険の種類や数が膨大であることから、仮に、契約締結に係る手続や開示に関する規律を適用すると実務上甚大な影響が想定されるという指摘等がされており、政策的な判断として、これらの保険に係る契約には規律の一部を適用しないものとするについては、当部会において特段の異論はなかった。

法務省令においては、部会資料 2 4 において示したとおり、「①アの契約のうち、（ア）役員等のみならず株式会社も被保険者とする保険契約であって、株式会社が、その業務を行うに当たり、第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって株式会社に生ずることのある損害を填補することを主たる目的として締結される保険契約及び（イ）第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって役員等に生ずることのある損害（役員等が、その職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって役員等に生ずることのある損害を除く。）を填補することを目的として締結される保険契約」といった規定を設けることを想定している。現状において、特に、規律の一部を適用しないこととすべき保険契約であって、上記（ア）及び（イ）の文言に該当しないものは見当たらないものと認識しているが、仮に、将来的に（ア）及び（イ）の文言では適切な対応をすることができない事態が生じた場合には、法務省令を改正することで適切に対応する。

2 開示に関する規律について

当部会において、規律の一部を適用しないものとする法務省令で定めるものについては、重要な契約に限って、（3 の注）のア及びイの事項のみを事業報告の内容とすれば足りるものとすることを提案した（会社法制（企業統治等関係）部会資料 2 4 第 1 の 3 ②）。

もっとも、当部会においては、規律の内容が複雑となって分かりづらいという指摘や、規律の一部を適用しないものとする法務省令で定めるもののうち、重要な契約については、会社法施行規則第 1 2 1 条第 1 1 号の「株式会社の会社役員に関する重要な事項」に該当する事項の範囲で開示されれば足りるという指摘がされた。

そこで、これらの指摘も踏まえ、（3 の注）においては、法務省令で定めるものについては、開示に関する規律は適用しないものとすることを提案している。

第 2 社外取締役の活用等

1 業務執行の社外取締役への委託

① 株式会社（指名委員会等設置会社を除く。以下①において同じ。）が社外

取締役を置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるときその他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるものとする。ただし、業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、この限りでないものとする。

② ①により委託を受けた業務を執行したことは、第2条第15号イの「当該株式会社の業務を執行した」に該当しないものとする。

（1の注1） 第399条の13第5項各号に掲げる事項に、①の委託についての決定を追加するものとする。

（1の注2） 指名委員会等設置会社において、株式会社と執行役との利益が相反する状況にある場合その他執行役が株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがある場合についても、上記と同様の規律を設けるものとする。

（補足説明）

当部会において、試案第2部第2の1①の「その他取締役が株式会社の業務を執行することにより『株主の共同の利益』を損なうおそれがある場合」という表現が、現金を対価とする少数株主の締出し（キャッシュ・アウト）の場合を念頭に置いたものとして適切なものであるかは再考すべきであると指摘されたことなどを踏まえ、本文1においては、これを「その他取締役が株式会社の業務を執行することにより『株主の利益』を損なうおそれがある場合」という表現に改めている。

2 社外取締役に置くことの義務付け

【A案】 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役に置かなければならないものとする。

【B案】 現行法の規律を維持するものとする。

（補足説明）

1 A案に掲げた株式会社（以下「上場会社等」という。）については、一般的に、不特定多数の株主が存在し、株主の変動可能性も高いことから、株主による経営の監督が期待しづらい面がある。そして、上場会社等が社外取締役に一人も置かない場合には、経営が独善に陥ったり、経営陣が保身に走るといった危険に対して何らかの予防や強制のメカニズムを備えているのかについて、株主が疑念を抱くことも理解することができる面があると考えられる。上記のような疑念を払拭し、我が国の資本市場が信頼されるようにするためには、業務執行

者から独立した客観的な立場からの監督機能が期待される社外取締役を活用することを、法的規律により一律に強制することが考えられる。当部会においても、我が国の資本市場が全体として信頼される環境を整備するためには、上場会社等については、それが最低限満たすべき基本的な要件として、社外取締役による監督がされることを画一的に要求すべきであり、会社法において社外取締役の選任を義務付け、上場会社等においては、社外取締役による監督が最低限保証されている旨のメッセージを発信すべきであるという指摘がされている。

A案は、上記を踏まえ、上場会社等について、社外取締役を置くことを義務付けるものとする案である。

- 2 当部会においては、B案に賛成する立場から、上場会社等における現在の社外取締役の選任状況を踏まえると、取締役会の構成に係る評価は市場に委ねればよく、A案のように社外取締役を置くことを義務付ける必要はないという指摘等がされている。

しかし、取締役会の構成に係る評価を市場に委ねた場合には、社外取締役を置くかどうかを含む取締役会の構成についての一義的な判断は、取締役会の構成員の候補者を擁立する経営者に委ねられることになると考えられるが、社外取締役の監督を受ける立場にある経営者が自律的にそれを置くという判断をすることに期待することには限界があり、仮に、客観的に、社外取締役を置くことが最適である場合であっても、それをしないという判断がされる可能性があるという疑念は否定できないと考えられる。また、当部会においては、上場会社等については、その株主構成は多様であり、取り分け、いわゆる安定株主比率が高い場合等には、上場会社等のガバナンス体制の在り方に関する株主による議決権行使や市場による評価が、最適なガバナンス体制の選択等の結果に必ずしも結び付かないことを示唆する指摘もされている。さらに、当部会及び試案に係るパブリックコメントにおいては、市場における評価の担い手である機関投資家及び金融商品取引所を中心として、上場会社等については、最低限の基本的な要件として、画一的に、社外取締役を置くことを義務付けるべきであるという指摘が広くされていることにも留意する必要がある。

第3部 その他

第1 社債の管理

1 社債管理補助者

(1) 社債管理補助者の設置

会社は、第702条ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができるものとする。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでないものとする。

(2) 社債管理補助者の資格

社債管理補助者は、第703条各号に規定する者その他法務省令で定める者でなければならないものとする。

(補足説明)

「その他法務省令で定める者」としては、弁護士及び弁護士法人を想定している。

(3) 社債管理補助者の義務

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならないものとする。
- ② 社債管理補助者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理の補助を行わなければならないものとする。

(4) 社債管理補助者の権限等

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために破産手続参加、再生手続参加若しくは更生手続参加をする権限、強制執行若しくは担保権の実行の手続において配当要求をする権限又は第499条第1項の期間内に債権の申出をする権限を有するものとする。
 - ② 社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有するものとする。
 - ア 社債に係る債権の弁済の受領
 - イ 第705条第1項の行為（①及びアの行為を除く。）
 - ウ 第706条第1項各号に掲げる行為
 - エ 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為
 - ③ ②の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならないものとする。
 - ア ②イに掲げる行為であって、次に掲げるもの
 - (ア) 当該社債の全部についてするその支払の請求
 - (イ) 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分
 - (ウ) 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（(ア)及び(イ)の行為を除く。）
 - イ ②ウに掲げる行為
 - ウ ②エに掲げる行為
- (注) ③（イに係る部分に限る。）により社債権者集会の決議を必要とする事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならないものとする。
- ④ 社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならないものとする。
 - ⑤ 第705条第2項及び第3項の規定は、②アに掲げる行為をする権限を

有する社債管理補助者について準用するものとする。

(5) 特別代理人の選任

社債権者と社債管理補助者との利益が相反する場合において、社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるときは、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任しなければならないものとする。

(6) 社債管理補助者等の行為の方式

社債管理補助者又は(5)の特別代理人が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。

(7) 二以上の社債管理補助者がある場合の特則

- ① 二以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をしなければならないものとする。
- ② 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。

(8) 社債管理補助者の責任

社債管理補助者は、この法律又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(9) 社債管理者等との関係

第702条の規定による委託に係る契約又は担保付社債信託法第2条第1項の規定による信託契約の効力が生じた場合には、(1)による委託に係る契約は終了するものとする。

(10) 社債管理補助者の辞任

- ① 社債管理補助者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができるものとする。この場合において、当該社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならないものとする。
- ② ①にかかわらず、社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約に定めた事由があるときは、辞任することができるものとする。ただし、当該契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがないときは、この限りでないものとする。
- ③ ①にかかわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、

裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。

(11) 社債管理補助者の解任

裁判所は、社債管理補助者がその義務に違反したとき、その事務処理に不適任であるときその他正当な理由があるときは、社債発行会社又は社債権者集会の申立てにより、当該社債管理補助者を解任することができるものとする。

(12) 社債管理補助者の事務の承継

社債管理補助者が次のいずれかに該当することとなった場合には、社債発行会社は、事務を承継する社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならないものとする。この場合においては、社債発行会社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならないものとする。

ア (2)に規定する者でなくなつたとき。

イ (10)③により辞任したとき。

ウ (11)により解任されたとき。

エ 死亡し、又は解散したとき。

(注) 上記のほか、第714条第2項から第4項までの規定と同様の規定を設けるものとする。

(13) 社債権者集会

① 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、社債権者集会を招集することができるものとする。

ア ②による請求があつた場合

イ (10)①の同意を得るため必要がある場合

② 第718条第1項の社債権者は、社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができるものとする。

③ 社債権者集会の決議は、社債管理補助者がある場合において、社債管理補助者の権限に属する行為を可決する旨の社債権者集会の決議があつたときは、社債管理補助者が執行するものとする。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでないものとする。

((13)の注) 上記のほか、社債管理者についての社債権者集会の招集の通知先に関する規定(第720条第1項)、社債権者集会への出席等に関する規定(第729条第1項)、社債権者集会の議事録の閲覧等の請求に関する規定(第73

1条第3項），債権者異議手続における催告先に関する規定（第740条第3項），報酬等に関する規定（第741条）と同様の規定を設けるなど，所要の規定を整備するものとする。

(14) 募集事項

次に掲げる事項を募集事項（第676条各号）に含めるものとする。

ア 社債管理者を定めないこととするときは，その旨

イ 社債管理補助者を定めることとするときは，その旨

（注1） 上記のほか，第676条第12号に規定する法務省令で定める事項（会社法施行規則第162条各号）に，(1)による委託に係る契約に関する事項を追加するものとする。

（注2） 社債の種類（第681条第1項第1号，会社法施行規則第165条各号），銘柄公示情報（振替法第87条第1項，第69条第1項第7号，社債，株式等の振替に関する命令第3条各号）等について，所要の規定を整備するものとする。

（補足説明）

本部会資料においては，新たに本文アを追加している。現行法上，社債管理者を定めないこととする旨は募集事項とはされていないが，社債管理補助者制度の新設に伴い，社債管理者を定めることを要しない場合においては，社債管理者と社債管理補助者のいずれかを任意に定めることができるものとなるため，両者が混同される懸念がある。そこで，社債管理補助者を定めることとする場合には，社債管理者を定めないこととする旨と社債管理補助者を定めることとする旨の双方を募集事項として定めなければならないものとし，これらを申込みをしようとする者に対して通知しなければならないものとするのが相当であると考えられる（第677条第1項参照）。

2 社債権者集会

(1) 元利金の減免

第706条第1項第1号に，当該社債の全部についてするその債務の免除を追加するものとする。

（補足説明）

「当該社債の全部」とは，同一の種類の社債の全部を意味し，「その債務」には，社債を償還する債務だけでなく，社債の利息を支払う債務も含まれる。そして，「免除」には，これらの債務の全部の免除だけでなく，一部の免除も含まれる。したがって，本文のとおり第706条第1項第1号に掲げる行為に，当該社債の全部についてするその債務の免除を追加することにより，(i)社債権者集会が，同一の種類の社債の全部についての元利金の減免を決議をすることができるものとなるとともに（第724条第2項第1号参照），(ii)社債管理者が，社債権者集

会の決議によって、同一の種類の社債の全部についての元利金の減免をすることができるものとなる（同項第2号参照）。

(2) 社債権者集会の決議の省略

- ① 社債発行会社、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社債権者（議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすものとする。
- ② ①により社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、第732条から第735条まで（第734条第2項を除く。）の規定は、適用しないものとする。

（(2)の注） 上記のほか、①の書面及び電磁的記録の備置きや閲覧等について、所要の規定を設けるものとする。

第2 株式交付

1 株式交付の内容

株式会社は、第2に定めるところにより、株式交付をすることができるものとする。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならないものとする。

（注1） 本要綱において、「株式交付」とは、株式会社が他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。）をその子会社（法務省令で定めるものに限る。以下第2において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいうものとする。

（注2） （注1）の法務省令で定めるものは、第2条第3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等とするものとする。

2 株式交付計画

- ① 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。
 - ア 株式交付により株式交付をする株式会社（以下第2において「株式交付親会社」という。）の子会社となる他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。以下第2において「株式交付子会社」という。）の商号及び住所
 - イ 株式交付親会社が株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限

- ウ 株式交付親会社が株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- エ 株式交付子会社の株式の譲渡人に対するウの株式交付親会社の株式の割当てに関する事項
- オ 株式交付親会社が株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（株式交付親会社の株式を除く。以下オ及びカにおいて同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
- (7) 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのも
のを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金
額の合計額又はその算定方法
 - (i) 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付さ
れたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はそ
の算定方法
 - (ii) 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該
新株予約権付社債についての(7)に規定する事項及び当該新株予約権付社
債に付された新株予約権についての(i)に規定する事項
 - (イ) 当該金銭等が株式交付親会社の社債及び新株予約権以外の財産である
ときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- カ オの場合には、株式交付子会社の株式の譲渡人に対するオの金銭等の割
当てに関する事項
- キ 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式
交付子会社の新株予約権又は新株予約権付社債（株式会社と同種の外国会
社の新株予約権又は新株予約権付社債に類似するものを含む。以下第2に
おいて「新株予約権等」という。）を譲り受けるときは、当該新株予約権
等の数又はその算定方法
- (注) 上記のほか、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約
権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付する場合に
おいて、当該金銭等及びその割当てに関して株式交付計画において定めなけれ
ばならない事項について、所要の規定を整備するものとする。
- ク 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日
- ケ 株式交付がその効力を生ずる日（以下第2において「効力発生日」とい
う。）

(①の注1) 上記のほか、エ又はカに掲げる事項に関し、当該事項についての定め
の内容及び株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を
含む。）である場合において株式交付親会社が株式交付子会社の発行する

種類の株式の内容に応じ定めることができる事項について、所要の規定を整備するものとする。

(①の注2) 第399条の13第5項各号及び第416条第4項各号に掲げる事項に、株式交付計画（株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定を、それぞれ追加するものとする。

② ①の場合には、①イに掲げる事項についての定めは、株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数を内容とするものでなければならないものとする。

3 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等

① 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとする。

ア 株式交付親会社の商号

イ 株式交付計画の内容

ウ ア及びイに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(注) ①は、株式交付親会社が①アからウまでに掲げる事項を記載した金融商品取引法第2条第10項に規定する目論見書を①の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しないものとする。

② 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、2①クの期日までに、次に掲げる事項を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならないものとする。

ア 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

イ 譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

(注1) ②の申込みをする者は、②の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式交付親会社の承諾を得て、②の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。

(注2) 株式交付親会社は、①アからウまでに掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を②の申込みをした者（以下第2において「申込者」という。）に通知しなければならないものとする。

(注3) 上記のほか、株式交付親会社が申込者に対してする通知又は催告の発信及び到達について、所要の規定を整備するものとする。

③ 株式交付親会社は、申込者の中から株式交付子会社の株式を譲り渡すべき者を定め、かつ、その者に割り当てる譲り渡すべき当該株式の数を定めなければならない。この場合において、株式交付親会社は、申込者に割り当てる

譲り渡すべき当該株式の数の合計が2①イの下限の数を下回らない範囲内で、当該申込者が譲り渡すべき当該株式の数を、2①イの数よりも減少することができるものとする。

④ 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者が譲り渡すべき株式交付子会社の株式の数を通知しなければならないものとする。

⑤ 次のア及びイに掲げる者は、当該ア及びイに定める株式交付子会社の株式の数について株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となるものとする。

ア 申込者 ④により通知を受けた株式交付子会社の株式の数

イ (3の注1)の契約により株式交付親会社が株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行うことを約した者 その者が譲渡しを行うことを約した株式交付子会社の株式の数

⑥ ⑤ア及びイに掲げる者は、効力発生日に、それぞれ当該ア及びイに定める数の株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならないものとする。

⑦ ③から⑥までは、2①クの期日において、申込者が譲渡しの申込みをした株式交付子会社の株式の総数が2①イの下限の数に満たない場合には、適用しないものとする。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。

(3の注1) ①から④までは、株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、適用しないものとする。

(3の注2) 3は、2①キの場合における株式交付子会社の新株予約権等の譲渡し及び譲受けについて準用するものとする。

4 株式交付の効力の発生

① 株式交付親会社は、効力発生日に、3⑥により株式交付親会社に給付された株式交付子会社の株式を譲り受けるものとする。

② 3⑥により株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付した者は、効力発生日に、2①エに掲げる事項についての定めに従い、2①ウの株式の株主となるものとする。

③ 次のアからウまでに掲げる場合には、3⑥により株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付した者は、効力発生日に、2①カに掲げる事項についての定めに従い、当該アからウまでに定める者となるものとする。

ア 2①オ(7)に掲げる事項についての定めがある場合 2①オ(7)の社債の社債権者

- イ 2①オ(イ)に掲げる事項についての定めがある場合 2①オ(イ)の新株予約権の新株予約権者
 - ウ 2①オ(ウ)に掲げる事項についての定めがある場合 2①オ(ウ)の新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
 - ④ ①から③までは、次に掲げる場合には、適用しないものとする。
 - ア 5⑤による手続が終了していない場合
 - イ 株式交付を中止した場合
 - ウ 効力発生日において3⑥により株式交付親会社に給付された株式交付子会社の株式の総数が2①イの下限の数に満たない場合
 - エ 効力発生日において②により2①ウの株式の株主となる者がいない場合
 - ⑤ ④アからエまでに規定する場合には、株式交付親会社は、3⑤ア及びイに掲げる者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。この場合において、3⑥により株式交付親会社に給付された株式交付子会社の株式があるときは、株式交付親会社は、遅滞なく、これをその譲渡人に返還しなければならないものとする。
- (4の注1) 上記のほか、(3の注2)において読み替えて準用する3⑥により株式交付親会社に株式交付子会社の新株予約権等が給付された場合における効力の発生について、所要の規定を整備するものとする。
- (4の注2) 第234条第1項各号に掲げる行為及び当該各号に定める者に、株式交付及び株式交付により株式交付親会社に株式交付子会社の株式又は新株予約権等を譲り渡した者を追加するものとする。

5 株式交付親会社の手続

- ① 株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日から効力発生日後6か月を経過する日までの間、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。
 - (注1) 上記の「株式交付計画備置開始日」の定義について、所要の規定を整備するものとする。
 - (注2) 上記のほか、株式交付親会社の株主及び債権者による①の書面の閲覧の請求等について、所要の規定を整備するものとする。
- ② 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならないものとする。
 - (注1) 株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株式等を除く。)の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式及び新株予約権等の額として法務省令で定める額を超える場合には、取締役は、②の株主総会において、その旨を説

明しなければならないものとする。

- (注2) ①及び(注1)は、アに掲げる額のイに掲げる額に対する割合が5分の1(これを下回る割合を株式交付親会社の定款で定めた場合にあっては、その割合)を超えない場合には、適用しないものとする。ただし、(注1)の場合又は株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等の全部若しくは一部が株式交付親会社の譲渡制限株式である場合であって、株式交付親会社が公開会社でないときは、この限りでないものとする。

ア 次に掲げる額の合計額

- (イ) 株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額
- (ロ) 株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額
- (ハ) 株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

イ 株式交付親会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

- (注3) (注2)本文の場合において、法務省令で定める数の株式(②の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)を有する株主が④(注2)の株主に対する通知等の日から2週間以内に株式交付に反対する旨を株式交付親会社に対し通知したときは、当該株式交付親会社は、効力発生日の前日まで、株主総会の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならないものとする。

- (注4) 上記のほか、株式交付親会社が種類株式発行会社である場合における種類株主総会の決議について、所要の規定を整備するものとする。

- ③ 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付をやめることを請求することができるものとする。ただし、②(注2)本文の場合(②(注1)の場合及び②(注2)ただし書又は(注3)の場合を除く。)は、この限りでないものとする。
- ④ 株式交付をする場合には、反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができるものとする。ただし、②(注2)本文の場合(②(注1)の場合及び②(注2)ただし書又は(注3)の場合を除く。)は、この限りでないものとする。

(注1) 上記の「反対株主」の定義について、所要の規定を整備するものとする。

(注2) 上記のほか、株主に対する通知等、株式の価格の決定等その他の④による請求に関する手続等について、所要の規定を整備するものとする。

- ⑤ 株式交付をする場合において、株式交付子会社の株式又は新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合には、株式交付

親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べる
ことができるものとする。

(注) 上記のほか、⑤により株式交付親会社の債権者が異議を述べるができる場
合における手続等について、所要の規定を整備するものとする。

- ⑥ 株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付により株式交付親会
社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項と
して法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作
成しなければならないものとする。

(注) 株式交付親会社は、効力発生日から6か月間、⑥の書面等をその本店に備え置
かなければならないものとするほか、株式交付親会社の株主及び債権者による当
該書面等の閲覧の請求等について、所要の規定を整備するものとする。

6 株式交付の無効の訴え

- ① 株式会社の株式交付の無効は、株式交付の効力が生じた日から6か月以内
に、訴えをもってのみ主張することができるものとする。
- ② 株式会社の株式交付の無効の訴えは、株式交付の効力が生じた日において
株式交付親会社の株主等（第828条第2項第1号参照。以下②において同
じ。）であった者、株式交付により株式交付親会社に株式交付子会社の株式
若しくは新株予約権等を譲り渡した者又は株式交付親会社の株主等、破産管
財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者に限り、提起するこ
とができるものとする。
- ③ 株式会社の株式交付の無効の訴えについては、株式交付親会社を被告とす
るものとする。

(6の注1) 株式会社の株式交付の無効の訴えは、「会社の組織に関する訴え」（第83
4条柱書き）に含まれるものとする（第835条から第839条まで、第8
46条参照）。

(6の注2) 上記のほか、株式会社の株式交付の無効の訴えの手続等について、所要の
規定を整備するものとする。

(第2の後注) 上記のほか、株式交付親会社が株式交付により株式交付子会社の株式又は
新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式が振替株式で
ある場合等における手続その他株式交付に関する手続等について、所要の規
定を整備するものとする。

第3 その他

1 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社が、当該株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執
行役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟

における和解をするには、次に掲げる当該株式会社の区分に応じ、①から③までに定める者の同意を得なければならないものとする。

- ① 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）
- ② 監査等委員会設置会社 各監査等委員
- ③ 指名委員会等設置会社 各監査委員

2 議決権行使書面の閲覧等

- ① 第311条第4項の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならないものとする。
- ② 株式会社は、第311条第4項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことはできないものとする。
 - ア 当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 - イ 当該請求を行う株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 - ウ 当該請求を行う株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 - エ 当該請求を行う株主が、過去2年以内において、議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（2の注） 第312条第5項及び第310条第7項の請求についても、同様の規律を設けるものとする。

3 株式の併合等に関する事前開示事項

株式会社が、第171条の2第1項及び第182条の2第1項の規定により本店に備え置かなければならない書面又は電磁的記録に記載し、又は記録する法務省令で定める事項のうち、第234条又は第235条の規定により端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項の充実、具体化を図るものとする。

4 会社の登記に関する見直し

(1) 新株予約権に関する登記

募集新株予約権について第238条第1項第3号に掲げる事項を定めるときは、同号の払込金額を登記しなければならないものとする。ただし、同号に掲げる事項として払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないものとする。

(2) 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書【P】

(3) 会社の支店の所在地における登記の廃止

第930条から第932条までを削除するものとする。

5 取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

第331条第1項第2号を削るものとした上で、次に掲げる規定を新設するものとする。

- ① 成年被後見人が取締役、監査役、執行役、清算人、設立時取締役又は設立時監査役（以下5において「取締役等」という。）に就任するには、その成年被後見人において、本人の同意を得た上で、本人に代わって就任の承諾をしなければならないものとする。この場合において、成年被後見人が本人の同意を得ないでした就任の承諾又は本人がした就任の承諾は、その効力を生じないものとする。
- ② 被保佐人が取締役等に就任するには、その保佐人の同意を得なければならないものとする。この場合において、保佐人の同意を得ないでした就任の承諾は、その効力を生じないものとする。
- ③ 成年被後見人又は被保佐人がした取締役等の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないものとする。